

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003cdiv data-bbox="74 213 913 854" data-label="Table">

改正後			現行		
(略)			(略)		
<p>附 則 この規程は、令和8年6月1日から施行する。</p>					
<p>別表 1 保険適用外の料金</p>			<p>別表 1 保険適用外の料金</p>		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
処置料等	キャップボックス筋注シリンジ0.5ml	12,980	処置料等	キャップボックス筋注シリンジ0.5ml	12,980
	子宮内膜細胞診（新設）	<u>4,950</u> （新設）			
	プレコンセプションケア外来（新設）				
	最初の30分（新設）	<u>5,500</u> （新設）			
	以降30分増す毎に（新設）	<u>5,500</u> （新設）			
A-Cube（少量血清から多種類自己抗体を検出する検査）（新設）	<u>61,820</u> （新設）				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
入院期間が180日を超える入院に関する選定療養費	患者の選択により180日を超えて入院する場合 1日につき 消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合には括弧内の料金とする。	<u>3,542</u> (<u>3,220</u>)	入院期間が180日を超える入院に関する選定療養費	患者の選択により180日を超えて入院する場合 1日につき 消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合には括弧内の料金とする。	<u>3,003</u> (<u>2,730</u>)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
<p>【改正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産科婦人科にて予防的実施する「子宮内膜細胞診」の自費料金を設定するため、所要の改正を行うものである。 ・産科婦人科にて実施する「プレコンセプションケア外来」の自費料金を設定するため、所要の改正を行うものである。 ・呼吸器内科及びリウマチ・膠原病内科にて実施する「A-Cube(少量血清から多種類自己抗体を検出する検査)」の自費料金を設定するため、所要の改正を行うものである。 ・入院期間が180日を超える入院に関する選定療養費について、診療報酬改定に伴い、所要の改正を行うものである。 					